

日程第 10. 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の規定に基づく所要の改正を行う必要があるため提案をいたします。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。この条例につきましては、給与に関する条例等となっております。これも地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴って、2つの条例の改正をこの一本で上程となります。これも条立てです。まず、第1条が南風原町職員の給与に関する条例の一部改正です。お手元に配布されています概要説明であります。地方公務員法の改正による条ずれへの対応、それから別表に標準的な職務を規定する等級別基準職務表の追加、任命権者が報告しなければならない事項に退職管理の状況を追加ということです。条ずれ、文言の修正はそのとおりでございますが、等級別基準職務表とはこれまで規則でございました。どういうことかと言いますと、等級には1級から7級までございまして、これに該当する職員はこの給与表1級から7級までございます。この職務はこの給与表をあてますということです。きちっとこの職務基準表は条例に掲げなさいという法律改正であります。それによって規則ではなく条例に職務表に示すという改正です。規則から条例へ掲載ということです。もう1つは、第2条です。南風原町職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正です。これについては地方公務員法の参照している6項を5項にとり条項のずれです。そしてもう1つ、3条。南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。こういったことがあったときはこうしなさいと条例に定めることになっておりまして、そのなかに職員の退職管理の状況というのが追加されました。これも法律事項でございます。これはどういうことかと言いますと、退職後にこの職員が退職前の5年間で関わった職務関連の業界に行った場合は、公表してくださいということになりました。この公表の内容は、氏名・年齢・役場での役職・就職先の称号を公表しなさいということになりました。以上が議案第13号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。